

平成30年度

第4回草津市立認定こども園園名等選定委員会 会議録

■日時：

平成30年11月26日（月）10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所 8階 大会議室

■出席委員：

青木委員、卯田委員、瀬川委員、高内委員、手島委員、中村（愛）委員、中村（真）委員、野口委員、森委員

■欠席委員：

なし

■関係人：

志津幼稚園 北島園長
山田幼稚園 東郷園長

■事務局：

子ども子育て推進課 岩城課長、門田係長、山口主事
幼児課 岸本課長、前田参事

■傍聴者：

0名

1. 開会

2. 議事

(1) 園歌の変更について

【事務局】

初めに応募いただいた作品の公開について申し上げます。今回、募集要項において最優秀賞及び優秀賞の受賞作品についてのみ著作権が市に持続すると定めさせていただいております。そのことから、応募者の著作権保護のため、草津市情報公開条例第7条第1項第1号に基づきまして、市ホームページ等では最終的に選定した最優秀賞、優秀賞のみを公開し、その他全ての作品を掲載している資料については非公開とさせていただいております。委員の皆様におかれましては最終的な選考に当たりまして、本日の資料2-2と2-3について各団体の中で見ていただくことは可能でございます。しかし、著作権等の関係

上、コピーの配付やソーシャルネットワーク、ホームページ等での公開はお控えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

<資料1-1について説明>

【C委員】

確認なんですけれども、この山田こども園の作曲の話で、楽譜が変わればと書いてあります。「楽しい楽しい」を「楽しい山田」に変えたとしたら楽譜が変わるんですか。変わらなければ別に問題ないと思います。

【事務局】

前回の委員会での御意見ですと、「楽しい山田」を入れたらどうかというところの御意見のときに、副委員長でありますとか、音楽に携わっておられたA委員が、楽譜を変えれば入れられないこともないというところで御意見をいただいたので確認をさせていただいたということになります。楽譜を変えたほうが歌として歌いやすいのではないかとということでございます。なので、楽譜が変えられないので山田は入れられないと思います。

【C委員】

だから、「楽しい楽しい」を「楽しい山田に」変えたら楽譜が変わるんですか。それを聞いたかったんです。

【委員長】

音楽専門の副委員長からお願いいたします。

【副委員長】

楽譜が変わるということが、「楽しい楽しい幼稚園」の「楽しい山田こども園」にすると、「楽しい」というのが4字であって「山田」というのが3文字になるので休符を入れるということになるんですが、その微妙な楽譜の変化も作曲者は了承されなかったということなんですよ。

【事務局】

歌詞のこの部分を3文字にすることによって変わる楽譜の変更を確認させていただいて、それがだめだったという確認です。

【副委員長】

そうすると、その「楽しい楽しい」というその「楽しい」という4文字が「山田」という3文字になることによって、このリズムでは「山田」を休符にするか、そのリズムの音符を四分音符にするとどうしても変更になっちゃうわけです。

【委員長】

歌っていただくことはできますか。山田版と楽しい楽しい版を。

【副委員長】

音域的に違います。「楽しい楽しい幼稚園」というリズムのところを「楽しい山田」というとリズムが変わってしまうんです。

【委員長】

「楽しい楽しい」が「楽しい山田」。

【副委員長】

「楽しい楽しい」が「楽しい山田こども園」とこっちも「幼稚園」というのとか「こども園」といってリズムをつけないといけないのです。

【委員長】

音符としては。

【副委員長】

音符としては変わります。

【C委員】

幼稚園がこども園に変わるのは楽譜が変わらなくて大丈夫ですか。

【副委員長】

そこも変わります。

【C委員】

じゃあ、変えられないということですか。

【副委員長】

作曲者がどう考えているか。

【委員長】

作曲者の御意向がどの辺にあるか。

【副委員長】

作曲者がどうされたいのかが私もわかりません。

【C委員】

幼稚園って5文字でしょう。

【副委員長】

はい。

【C委員】

こども園も5文字でしょう。同じ楽譜でいけるのではないですか。

【副委員長】

こども園になっちゃうんです。リズム。

【委員長】

そのリズムを忠実に守って歌詞だけを変えるとそうなるんですか。

【副委員長】

8分音符に休符なので。「こどっ、もーえ、んー」になってしまいます。「こーど、もーえ、んー」に変わったら楽譜が変わるということなんですね。厳密に言うと。

【委員長】

A委員もこの件では御意見をいただいたと思うんです。今、議論を聞いていていかがですか。

【A委員】

リズムも言葉によってイントネーションが変わるので、音程も変わってくると思うんです。作曲者が「こども園」なり「山田」をイントネーションとか音程を変えていただきたいです。また、リズムを変えていただいて、それを作曲者にさせていただいて、そのまま作曲者が作曲とされたらそういうことが可能ではないかなと思います。現実、こういう内容がこういうふうに変ってきたという経歴からやむを得ない歌詞になってきたということで、作曲者に了解していただいた上で、その作曲者がリズムなり音程なりを触っていただくといとしたら、最後、作曲者のお名前も残りますし、全然違う異質な内容じゃなくて時代にあった「幼稚園」から「こども園」になるということをお伝えいただきたいです。ひょっとしたら作曲者はたいへん立派でいらっしやいますので御理解いただけるとと思います。

【委員長】

副委員長どうぞ。

【副委員長】

そのように作曲者をお願いして変更というか、考えていただくということをしていただけたら一番いいと思います。ただ、作詞は「楽しい楽しい」という楽しいを2つ重ねていることに意味があって、子どもたちもそれに親しんでいるという先生からの御意見も前にあったと思うんです。そこを残したいなという思いもあります。そこに山田こども園という山田というのを入れたいという思いもあり、作詞者は亡くなられてその息子さんとかが言ってくださっているのには、どのような変更でも了承してくださるわけなんですか。

【事務局】

作詞の駒井元悦さんについてはそのとおりです。

【副委員長】

だから、「楽しい山田こども園」になっても、「楽しい楽しいこども園」になってもどちらでも構いませんよという了承の仕方をしてくださっているようなんですが、そうしたらこの場で「楽しい楽しい」を残しつつ「山田こども園」を入れるのか、「楽しい山田こども園」にしちゃうのかということを決めないといけないのでは。

【委員長】

決めないといけないですね。

【C委員】

「楽しい」が4文字で「山田」が3文字なのでだめでしたら、その後ろに「楽しい山田のこども園」とかかって「の」を入れたら4文字になるでしょう。そのままいけないんですか。だから、それでどっちがよいかの議論をしたらどうですか

【委員長】

「楽しい楽しい」を残すか。

【C委員】

「楽しい楽しい」を残すか「山田」を入れるかだったら、「楽しい山田」は作曲的にはだめやったら「楽しい山田のこども園」にしたら別に楽譜は変わらなくてもいいわけでしょう。

【副委員長】

こども園も。

【C委員】

こども園もいけないんですか。

【副委員長】

そこまで作曲者が言われています。

【委員長】

第1案が、「楽しい楽しいこども園」の変更。第2案が「楽しい山田こども園」への変更。あともう1つC委員から出たのが、どういうものでしたっけ。

【C委員】

山田の。

【委員長】

「楽しい山田のこども園」これを成立させる前提として、作詞のほうは変えていただいても構わないですが、音符は一つたりとも変えないでいただきたいということです、難しいですね。音符は。

【G委員】

再依頼するかということですね。

【委員長】

変えない。

【G委員】

作曲者に直していただくということです。

【A委員】

そうしたら作曲者の名前も残ります。

【委員長】

A委員と副委員長は、F委員もよろしいですか。再度、楽譜の変更について説明をして了承がいただけないかどうか、再交渉ですね。

【A委員】

こちらが決めるのではなく、作曲者にお願いしたら気分を害されないかなという気持ちです。

【委員長】

「楽しい楽しいこども園」ですと、一番変更が少ないです。「幼稚園」のところが「こども園」になるということです。2番は、「楽しい山田こども園」とすると、「楽しい楽しい」の4文字であるところが3文字の「山田」になるということで、第3案の「楽しい山田のこども園」を入れれば同じ4文字になるので歌えるんじゃないかという3つの案です。今のところ作曲者からは音符は一切変えてほしくないと、違う曲になってしまうというお話です。A委員からも副委員長からも「幼稚園」と「こども園」を変えるためには、休符が入ったり多少の変更が必要になるのではないかということです。

【C委員】

そこがよくわからないんです。「幼稚園」5文字で「こども園」5文字なのに何で変わるのか良くわかりません。

【副委員長】

「幼稚園」というのは「よう」というのが1拍の中にぽんと入るんですが、「こども園」になってしまいます。

【委員長】

なるほど、「よう、ち、えん」と歌えるところと、「こど、も、えん」、では歌えないということになります。ここが1つにはなれないんですか。

【副委員長】

「よう」、は一文字のように歌っているんです。ここは作曲者にこの楽譜でこういう歌詞にしたいということで、それでもだめと言われたんですか。

【事務局】

一応、話しました。

【副委員長】

それでもだめなんですか。

【事務局】

副委員長から「よう」は一文字で発音することになっていますということですが、そのことについてはしゃべれていないです。

【副委員長】

幼稚園がこども園が変わるということで、それならそういうリズムになるということは了承いただけると思うんです。そこはわからないですから。その部分でお願いしないといけません。

【委員長】

D委員、どうぞ。

【D委員】

ここに書いてある、1、2、3番の中で、2と3番の「山田こども園」という「山田」を入れるというのは、園歌の1番に最初に私らより「山田」が入っているんです。ここで「山田の子」が入っているので、1番の歌詞に2回「山田」は必要ないと思いました。

【委員長】

2番、3番の変更ですね。「山田」が同じ歌の短い中に2回も出るということです。

提案なんです、音楽の音符の話になりますので副委員長に何か細かいこの歌詞に対しての音符の並びを変えざるを得ないという音楽的な事情を何か例えば楽譜そのものに少し書いていただくか、あるいは、楽譜自体をその部分だけ副委員長から示していただいて、ここで私たちが今、議論をしていて、この変更をぜひお認めいただきたいという形で事務局を通じて作曲者に打診するという、もう一度アタックしていただくということではいかがですか。その方が音楽家同士でより明確になるのではないかと思います。

【事務局】

結局はちょっとでも変えないといけない部分があるということをお承りいただけないと前に進めない、その御提案いただいたやり方で作曲者のほうにもう一度投げかけるというか、お願いをしてみます。

【委員長】

副委員長とA委員の御意見で、「幼稚園」なのか「こども園」なのかで保育行政の節目にあって、でも歌い継がれた園歌を子どもたちにこれからも歌ってほしいという願いが我々の中にはあって、そこで、「よう」と、「こど」、「ようち」と、「こども」と日本語のつながりもありますが、歌えないと。このままでは歌い継ぐことは難しいんだということを、もう一度すみません、お手数ですが音符を起こしていただいて、そこに歌詞を振っていただくかして、2つ案を出していただいて、一つ目は現行のものです。もう一つは私たちが考えています、「こども」、「えん」、にするところです。

あと、今日決めておかねばならない問題が、「楽しい楽しい幼稚園」を1番でいくのか、2番でいくのかです。今、D委員から重複するので「楽しい山田こども園」の「山田」は、いずれにしても2、3案は重なってしまうのではないかと御意見があります。この件について他の委員の方からありますか。

【C委員】

「楽しい」を「山田」に変えるのかどうかという議論はこれからの話で、作曲的にいけないとなったら議論の余地はないので、4音節にするなら1を対等に議論できますという意見なので、別に「山田の」にしたほうがいいですよという意見ではないのです。

【委員長】

では、もう一度この件につきましては、1案で「楽しい楽しい幼稚園」のところを「楽しい楽しいこど

も園」に私たちはしたいと、作詞者も一応御家族から御了承をいただいて、あとは休符が入ってしまうところをもう一度事務局のほうにお返しして作曲者に聞いていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

【C委員】

こちらで「こども園」に変えたときに今の楽譜はこうやけど、こういうふうに変えたいんだということを示して了解をもらうという話だったんですけど、話を聞いていたら、たぶん、とてもプライドが高いと思うので、「これは制度上、「こども園」という名前に変えざるを得ないです。すみませんが、楽譜が変わる可能性があるのもう一度このところだけ作曲を追加でお願いできないですか。」と言ったほうがプライドが刺激されて、やっだろうというふうになる気がします。素人じゃ失礼です。自分の作った曲をこういうふうにしたいと言われたらきっとむっと来るはずですよ。

【委員長】

では、A委員とC委員の御意見を頂戴いたしまして再作曲の依頼のような形で、「幼稚園」の詩のところを「こども園」に変更になるところまで決まってきましたという形で、作曲者に再度お願いいたします。」みたいなほうがきつとこころよく引き受けていただけたらと思います。いかがですか。事務局はそれで大丈夫ですか。

【事務局】

はい、また次回のときに確認させていただきます。1番でということでもよろしいですか。

【A委員】

これは意見ではなくお尋ねしたいんです。楽譜を持ってきていなんですが、幼稚園のメロディーでいくとこども園は違和感ありますか。

【副委員長】

これは編曲とまでは言わない部分ではあるぐらいのことだと思います。

【A委員】

どんな感じですか。「幼稚園」。

【副委員長】

「よう、ち、えん」、となっているところを、「こ、ども、えん」、にしてもらえたらいいんじゃないかなと思うんです。「こ、ども、えん」、と音程を変えられるかわかりませんが、「よう、ち、えん」、とお休みになっているんです。「よ、ち、えん」、というのが。それを、「こ、ども、えん」、と自然に歌ってしまうと思うんです。でも楽譜を見るとそれはそういうふうにかかれていないとなってしまうかというだけの話です。

【A委員】

それは置きかえられないことですか。アクセントがあるから置きかえられないんですか。

【副委員長】

全然平気です。たぶん、歌っている現場では、「よう、ち、えん」、と歌っていると思うんです。

【委員長】

園長先生いかがでしょうか。

【副委員長】

違いますか。

【委員長】

園長先生いかがですか。子どもたちの歌い方です。

【山田幼稚園長】

私が歌うんですか。

【委員長】

結構です。現状をお話してください。

【山田幼稚園長】

副委員長が言ってくださったので合っていると思うんです。私も今、楽譜を見ながら、原曲は8分音符、休み、タッタタとなっているんですけど、子どもらは「よう、ち、えん」、と伸ばしているなと思ったんです。

【副委員長】

現場ではそうなっていると思います。

【山田幼稚園長】

楽譜でいったら、「よ、ち、えん」、になると思うから、既に自分たちで、子どもたちで勝手にというか、子どもたちはその方が、「よう」、という言葉は伸ばす言葉になるので自然とそういうふうになっているかなと思います。今、副委員長様がおっしゃったように、「よう、ち、えん」、というふうになるほうが、子どもたちも3月から4月にこども園に変わるときもスムーズに移行できるかなというふうには、園舎のほうも随分完成に向かっていまして、期待も高まっている中で、だんだんこども園になるという気持ちも高まっているので、歌っていくのも自然な流れで変えていけるかなというふうには個人的には思うんです。

【副委員長】

本当に自然なことだと思います。「幼稚園」が「こども園」になりますが、ただ、楽譜を見てしまう楽譜はそうは書かれていない。

【委員長】

厳密。

【副委員長】

厳密なことを言うかね。どうしますかね。

【G委員】

志津の楽譜はどうなるんですか。志津幼稚園が志津こども園になるときは大丈夫なんですか。

【委員長】

志津はもともと「幼稚園」という言葉がなかったんですかね。

【G委員】

どう変えるかというのを決めないといけません。楽譜を変えるんだったら、誰かが変えないといけません。

【副委員長】

「志津幼稚園」となっているのを「志津こども園」、だから、「う」を「う」という言葉を余りはっきり歌わないです。「志津幼稚園」と歌っていると思うんですが、そこに「う」をしっかり歌うと「志津よう、ち、えん」ということに楽譜をきっちり歌うとなるんです。そこを「志津こども、えん」と。全然、このままでいけるんですね。

【G委員】

わかりました。

【C委員】

丸投げでいいと思うんですが。

【委員長】

丸投げですか。

【C委員】

幼稚園が今度こども園に変わるので、楽譜このままでいいですかね、と相談したらどうでしょうか。

【委員長】

それがいいかもしれないですね。

【C委員】

相談してみてもどうですか。交渉です。休符を8分音符に変えましょうというぐらいの話になるかもしれないです。

【委員長】

作曲者御自身がそうおっしゃれば、もちろんそれでいいと思います。あるいは現行のままでも歌えるだろうとおっしゃるかもしれないですね。

【C委員】

楽譜はそのまま実際の歌い方だけ変えれば良いのですか。

【委員長】

歌い方としてはそうです。委員会としてはいずれにしても作曲者の同意というものを取りつけないと、では、すみません。もう一度事務局のほうにこの件はお返しさせていただいて、そのように御説明させていただいてよろしいですか。

【事務局】

そのようにお願いをさせていただきます。1の「楽しい楽しいこども園」の確認でよろしいでしょうか。

【C委員】

それはこれから。

【委員長】

ここだけをまず聞いていただいて。

【事務局】

1 だけですか。

【委員長】

1 だけを。「こども園」というものに保育の組織が変わって名称が変更になりますので、今の歌詞は「幼稚園」ですが、「こども園」と歌いたいということなんですが、いかがでしょうか。」という形で、ここだけをまず聞いていただきたいです。ということで、皆さんよろしいですか。

【C委員】

だから「楽しい」を「山田」に変えるのかどうかを決めて、こう変わりますと言ったほうが良いのではないですか。最終形が見えるわけです。

【委員長】

ここをどうするかは今、一旦委員会として決めますか。

【C委員】

その方が、私はいいような気がします。

【委員長】

それでは、2、3、「楽しい山田こども園」、あるいは「楽しい山田のこども園」です。この件につきまして。

【C委員】

そこじゃなくて、1番と2、3の「山田」を入れるか入れないかという話です。

【委員長】

1番と。

【C委員】

「楽しい楽しい」と繰り返すか、「楽しい山田の」にするかのどちらを取りますかという話をまず決めて、「楽しい楽しい」でいくんだったらそこは変更なしといけるのではないですか。

【委員長】

もし「楽しい山田」を入れるとまた4文字と3文字になります。

【C委員】

だから、「山田」を入れるのか入れないのかを議論して、先に決めてしまえばどうですか。

【副委員長】

この「の」を入れるのは4文字にするための御意見としておっしゃってくださったので、もし作曲者にもう一度確かめるなら、「楽しい」を「山田」で止まれば良いのか、そういうこともできるので、それは本当に「子ども」のリズムの変更と同じぐらいの変更になるので、ここでいま決めるのは「楽しい」にするのか、「楽しい山田」にするのかというのはこちらで決めないといけないことだと思います。

【委員長】

それでは、「楽しい楽しい」か「楽しい山田こども園」といくのか、その「山田」のところと、2回目の「楽しい」のところを御議論いただきたいんですが、御意見がある方はいらっしゃいませんか。先ほど、D委員からは御意見をいただきました。前半のほうで出てくるのでまた同じ言葉が出てきてしまうということです。他にはございますか。

【G委員】

私も、山田幼稚園の現在の園歌の1番に、「私らよい子、山田の子」という歌い出しがありますので、「楽しい、楽しい」という言葉を強調して、「こども園」というふうになれば、こども園としても収まりやすいし、歌いやすいのではないですか。そして、楽しさを強調できるので、子どもらしい強調が表れている歌詞になるので、1番に私は賛成したいと思います。

【委員長】

F委員いかがですか。

【F委員】

今回は「山田」の意識を持ってほしいということで、「山田」を入れていただきたいとお話させていただきました。先ほどから「楽しい楽しい」という歌詞のことを聞いていると、良いと思いながら聞いています。それからD委員からもお話があったということで本当にそうだなと思います。1番でいいかなと感じております。

【委員長】

E委員はいかがですか。

【E委員】

私も1番、「山田の子」というところで「山田」が入っているので、あまり歌詞を変えずに「楽しい楽しい」を繰り返して、「幼稚園」の部分を「こども園」に直すのでいいかなと思います。

【委員長】

D委員は先ほどいただきましたが、いかがですか。

【D委員】

1番をお願いします。

【委員長】

副委員長いかがですか。

【副委員長】

私も、「楽しい楽しい」と重なっていることに気持ちが込められていると思うので、「楽しい楽しい」がいいと思います。

【委員長】

C委員はいかがでしょう。

【C委員】

1番で良いと思います。

【委員長】

B委員いかがですか。

【B委員】

私も1番で良いと思いますが、いつも子どもたちが「楽しい楽しい」のところはすごく本当に楽しそうに強調して歌っているの、2回繰り返しているのはすごく意味があるなと思います。

【委員長】

A委員いかがですか。

【A委員】

山田幼稚園の園長先生が子どもたちの表情は私たち職員も気に入っておりますと言ってくさっています。子どもたちも表情が一番だと思うので、私も1番で賛成です。校歌とか園歌は最後に何々と学校の名前が出てくるのが多かったの、それもそうかなという思いもありましたが、皆さんが園長先生もおっしゃってくださいますので、それで結構でございます。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、1番で「楽しい楽しい幼稚園」から「楽しい楽しいこども園」という形で再度伺っていただきたいと思います。それでよろしいですか。

(全員賛成)

【委員長】

志津幼稚園の変更点につきましてはいかがですか。志津のほうは歌詞中の「幼稚園」を「こども園」に変更するということです。変更点はそこだけでよろしいですか。それで皆さん、いかがですか。賛成の方は挙手をお願いいたしますでしょうか。

(全員賛成)

【委員長】

それでは御異議がなかったということで、歌詞中の「幼稚園」を「こども園」に変更するということでよろしくをお願いいたします。

(2) 園章の選定について

【事務局】

<資料2-1について説明>

<補足説明>

補足説明をさせていただきます。募集要項のほうに、自作未発表の作品に限るとさせていただいています。また、著作権、その他、第三者の権利を侵害している者は審査の対象外になりますということをお伝えさせていただいております。応募作品はそれらの条件を満たしているものとして考えさせていただきます。その上で、第4回で今回絞っていただく候補案につきましては、事務局にて類似デザインのチェックを行うとともに、最終的な受賞作品については自作のオリジナルであるということを確認書にて作者に確認いたします。そのような予定でございますので、御報告させていただきます。

【委員長】

それでは、資料2-2、2-3の御説明をいただくということでよろしいですか。では、皆様のほうから今までのところで御質問等がなければ次の説明をお願いします。

【事務局】

<資料2-2、2-3、2-4について説明>

【委員長】

たくさんの応募作品を上手に事務局のほうでまとめていただきましたが、それでもたくさんあるなという印象があります。ただいまの説明や資料の内容について、皆様のほうから御質問等はございますか。

そうしましたら、園章の5つの案を委員会で選定していきたいです。園章の選定のためにただいまから11時まで一旦15分としますか。

【事務局】

委員長で時間を決めていただきたいです。

【委員長】

11時5分まで時間を設けたいと思います。少し皆様で見ていただいて、あちらに事務局で模造紙に園章を張りつけていただいております。そちらをごらんいただきながら、候補とする園章についてお考えいただきたいと思います。それでは少し、11時5分まで各委員の選定の時間にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<各委員選定>

【委員長】

志津の結果が出ましたので、草津美術協会から来ていただいているG委員に、何か御感想等でも結構ですので、何かありましたらお話をいただけたらと思うのですが、いかがでございますか。

【G委員】

志津のほうは、印象が強いとは言えないですが、バリエーションが豊に作られているなというのが印象で、バリエーション豊かなデザインがあると思います。それで、桜というものがたいへん象徴的な形をしているということもあります。それに合わせて作りやすかったという、イメージをしやすかったのかなということです。それに比べて、山田は「山」という文字のデザイン化が相当苦労されて作られているので、それを基づいてやっていくのはたいへん難しいので、よくいい考えがあったように思います。そういった意味では山田も選んでいただくのは難しかったのではないかと思います。

志津のことと山田のことを選ぶときの観点、難しさ、質が違うと思います。志津はいろいろとあったのでシンプルでわかりやすく、目立って、伝えやすいのはこれらの思いが、作り手の思いがどういうふうな形に表れているかどうかという時の選ぶ楽しさというのがあるんです。山田のほうは似ているところをどう違いを見極めるかという、難しさがあったのではないかなと思っています。山田のほうは難しかったです。甲乙つけがたかったです。

【委員長】

あと少し伺いたいのですが、これまでも園章のエンブレムを選ぶというときに、イラスト的な物、例えば、にこにこした顔が入っているイラストに近いような絵の物が割と増えています。これはもしかすると時代の流れかもしれないですけど、これまでのいわゆる学校や幼稚園などのエンブレムといいますか園章としては、もっと図案化されていてシンプルな物が選ばれてきたように思いますが、何か象徴としての機能も果たすという観点から、これから選定していく上でもし何かイラスト的な物の捉え方とか何かございましたら、G委員から少しアドバイスをいただきたいんです。例えば遠くから見ると、近くの手元で見ているとかわいいなと思うものでも、遠くから見たときに何なのかわからないとかあるかもしれないので、もしその辺のことでありましたら、御意見をいただきたいと思います。

【G委員】

こういう細かい、印象的なものがあります。これは、先にこの作品そのものだけを見ていると良いですが、果たして大きな旗で遠くから見たときに、それが志津を象徴しているものと見れるかです。どこか他のものと、どこかにあるのではないかという、桜も他のところにも使えるんじゃないかなという気がすると思います。それから、このこういうのですね。子どもさんのこれですね。それから、こういうかわいいのとかね。こういうのは、こども園だからというので具体的な笑顔がいいかなというような思いで作られたんだと思います。本当に現代の風潮というのか、そういう思いがこういう形に表れているんだと思います。これからこっちのほうが増えてくると思います。この辺のね。

【C委員】

せっかくですから、今選ばれた中の解説をお願いしたいです。

【G委員】

今、申し上げました、こういう形がこれから増えてくるんじゃないかなと思いますね。はみ出すとか、顔を描くとか。他は大体この今までのエンブレム的なもので、それを言うところの中から言うとどれが一番象徴的であるかということになると思います。ここは、コンセプトが違うと思いますね。こちらのほうは、この形がすごく強いので、ここからはみ出しようがない。もっとはみ出すのを、光がばあっとあふれるとかそういうのにすれば、また全然違ってくると思います。この形にたいへん苦勞されて、これを何とか生かそうと思っていたらこういう形になって、志津ほど自由なところはないですが、かえって難しいと思います。そのうち、これはこれからの風潮というか、現代の具体的な象徴的な太陽とか花とかそういうようなものをあしらって行って、編み出して、これからこういう傾向になるのではないと思います。これは、たいへん苦勞してこの形を生かしながら、子どもらしさをドングリの形をどう入れるかというので苦勞されて、ほんとに手書きの跡がよくわかるんです。これは黒とした場合、外から見られた真っ黒に色が限られてきます。それがちょっと残念です。こちらのほうがまた明るく見えるし、黒のときにはこちらのほうが明るく見えると思います。これを子どもの文字にしたのは、これを文字にただけで、ほとんど考え方は一緒なんです。絵に描けなかった子どもを文字にしたということで考え方は一緒ですね。2つにするか1つにするか山田にするかね。これは一つのデザインとして考えておられる。ただ、子どもの顔というのはずっと変わっていくと、うける顔というのはどんどん変わってきますのでね。20年前の子どもらしい顔と現在の子どもの顔と変わってきますからね。今後、子どもというふうなイメージを社会全体が持つイメージが変わってくるかもわからないです。移民さんがたくさん増えてきたら白、黒がないといけな、いろいろ出てくるかもわからないですね。縮れ毛のこどもがいけないといけな、男がいけないといけな、女がいけないといけな、男を2つ描く必要がないとかいろいろ出てくると思います。少し慎重に考えなければいけないかなと思います。以上です。

【委員長】

それでは、こちらが結果ですね。ここからそれぞれ5点を順位順にですね。

【事務局】

両方とも5位までが6点ずつとなっております。参考に書かせていただいた7位はタイも含めると、山田も志津も6点ずつです。

【委員長】

そうですね。確かに6点ずつです。

【事務局】

5位で切ることが難しかったら、6位まで入れていただいても大丈夫です。

【委員長】

皆さん、いかがですか。今、1位から3位までで、両方ともちょうど6点が候補としてあがっております。もし御異議がないようでしたら、この6点を一旦候補として本日は選定して、どれがよろしいかまた考えていただいて、次に一つを選ぶということです。その流れで御異議がないですか。それとも、これは入れたいというようなのがありましたら、今言わせていただいても結構だと思います。

これからの進め方なのですが、候補となる作品についての御意見をお一人お一人いただいたほうがよろしいですか。

【事務局】

今、G委員のほうから園章の総論についてはお話を伺って、委員の皆様もある程度は同意見であるかなというふうに思っております。なので、追加であげるべきところについて御議論いただければと事務局のほうで思っておりますが。

【委員長】

追加というのは。

【事務局】

事務局案としては5位まで、もしくは5点プラスアルファというところでお話をさせていただいておりました。いま6点が出揃い、上から数えれば6点がちょうど切りがいいんじゃないかというお話をさせていただいたのですが、それにプラスアルファで7点目を選ぶのかというところの御議論をいただければどうかと思います。

【委員長】

わかりました。事務局案のほうからは、さらにどれか1つこれも加えたいというものがこの場でございましたら、それについて少し御意見をいただいて、もしないようであれば、この6つの案ということになりますが、いかがいたしますか。皆様、もう十分に選ばれたということになるのでしょうか。

あと、私が幼児教育の専門のほうからですが、一言申し上げたいのが、顔のように見えるものです。こども園ですので、乳児期とか幼児期前期の方がいらっしゃいます。顔のように見える形であっても、大人の目からすれば、これは子どもが笑っている顔なんだけれども、乳幼児期の幼いうちは、何か他の物として見えてしまうということがよくあります。それをどんどん無駄な物を省いていって最終的に、私の頃はうさこちゃんと言ったんですが、ミッフィーちゃんは本当に乳児や幼児が見てもウサギが正面をいつも向いている顔に見えるというふうに、そういうデザイン的に考えられて絵本が作られていたりして、小さいときは大人が見ているのと同じようには見えるということも選定のときに考えてほしいなと思います。

にこにこした子どもの絵が本当に、今にこにこして見える子どもの絵だけれども、時代を経てみたらそれがそのまま通用するかどうかはわかりません。今、G委員からも言わせていただきましたが、幼児の発

達という観点から考えると、イラスト的なものが候補としてあがってきているときに、発達的にどうかというものが少し注意をしたいところです。例えば、お手元にいつているこれですが、草津市と書いてあってここにあるこれはいわゆる草津市のエンブレムというか象徴的なマークになりますけれど、マスコットキャラクター「たび丸」君です。それからこの裏にある「草津市地球冷やしたい」というこれはロゴマークみたいな形でイラスト的なものです。今ちょうど過渡期なんですけど、こういうエンブレム的なものがロゴ化していくような、そういう傾向があるんだなと思います。それがこの候補の中にもそれぞれ反映しているのかなと思いました。いかがですか。他にこれも候補に入れたいというものがなければ。

【C委員】

山田のほうなんですけど、私が5つ選んだやつが1個も5位までに入っていないくて、たぶん他の人と感性が違い過ぎたのだと思っています。選んだ基準は、シンプルな物がいいかなというのがありまして、山田のほう77番というのが私の一押しです。一応これも候補に入れておいていただいて、皆さんの御意見を伺えたらなと思います。

【委員長】

77番の葉が出ているものです。ありがとうございます。それでは、C委員から77番、推薦がありましたので、山田こども園のほうは7つの候補ということになります。他の方はよろしいですか。山田は77だけでよろしいですか。

【C委員】

いいです。

【委員長】

わかりました。委員会ですので、御意見をいただいたほうが良いと思います。それでは、こちらの委員会としての今日の候補をまとめたいと思います。

まず、志津こども園についてですが、1番、32番、2番、27番、29番、39番、以上の6点の作品を園章の候補としてよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(全員賛成)

【委員長】

それでは、山田こども園のほうです。6番、4番、77番、4番、58番、2番、59番の全部で7点を園章の候補としてよろしいですか。

D委員どうぞ。

【D委員】

私は選ぶ基準を、まず決定している中央とか笠縫とふたばと重ならないように、まずそれを省きました。ふたばだったらふたばが出ているのはかぶるかなとか、中央だったらおひさまがかぶるかなと思って、それをまず省いた中から選ぼうかなと思ったのが私の基準だったんです。それは皆さんの意見でまた変わるかもわかりません。

【委員長】

わかりました。今のD委員からの御指摘を受けました。選考するこども園の園章と同じモチーフを用いないほうが選定の視点としてよろしいということではないかということですが、このことについて皆さんいかがですか。園章みんな双葉がつかないといけないなどそういうこともないですが、C委員いかがですか。

【C委員】

今の意見を聞くと77番はまずいいです。

【委員長】

かぶってしまうからですね。他の候補にいかれますか。

【C委員】

いや、いいです。

【委員長】

候補の中に入れておいて、今のD委員の御指摘も少し考慮に入れながら進めていくという方向ではいかがですか。

御指摘ありがとうございます。なるべく重ならないようにという御意見です。よろしいですか。

それでは、こちらの山田こども園に関して7点を園章の候補としたいと思います。

(全員賛成)

【委員長】

それでは、本日予定をしておりました案件は以上です。

本日、選出した候補の中から次回の委員会にて最優秀賞を1点、優秀賞を2点決定したいと思います。委員の皆様におかれましては、次回までに熟慮いただきますようお願いいたします。最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

特に、追加や補足はありません。

3. 閉会

【岩城課長】

皆様、さまざまな御意見をありがとうございました。委員長、副委員長、G委員さんにおかれましては、専門的な観点からの解説もいただきましてありがとうございました。

本日、解説いただいた内容、審議いただきました内容を踏まえまして、次回の第5回委員会で園章を正式に決定したいと思います。

なお、開催予定についてですが、次回の12月17日に開催させていただきたいと思います。また、改めて御案内をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、たいへんお忙しい中とは存じますが、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。